

N P O 事 業 サ ポ ー ト ロ ー ン

2023年4月3日現在

1. 資金使途	<p>NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に必要な資金。ただし、収益事業であってもその収益を特定非営利活動に係る事業に充てるために必要と認められる場合は、対象となります。</p> <p>① 運転資金          経常運転資金、備品購入資金、季節資金等</p> <p>② 設備資金          新規設備資金、事務所等施設取得資金、車両購入資金等</p> <p>③ つなぎ資金          国、自治体、財団法人等からの補助金、助成金、委託金等、1年以内に交付が確実と認められる資金のつなぎ資金であり、かつ上記①、②いずれかの資金使途に用いる資金          ただし、以下の資金は対象外とします。          赤字補填資金、高利借換資金、投機資金、役員生活資金、役員住宅資金、取引先等への貸付資金、寄付金資金。</p>
2. 貸出形式	<p>・手形貸付または証書貸付          貸出期間が1年を超過する場合は証書貸付、預金を担保とする場合は手形貸付とします。</p>
3. 貸出金額	<p>① 無担保貸出 1,000万円</p> <p>② 不動産担保貸出 5,000万円 (担保評価額×100%の範囲内とします。)</p> <p>③ 預金担保貸出 5,000万円 (担保預金の合計額の範囲内とします。)</p> <p>④ つなぎ資金 1,000万円</p> <p>(注1) ただし、つなぎ資金を含む無担保貸出の合計額は、原則として1,000万円以内とします。</p> <p>(注2) ただし、不動産担保貸出と預金担保貸出の合計額は、5,000万円以内とします。</p>
4. 貸出期間	<p>① 運転資金 3年以内</p> <p>② 設備資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無担保貸出 10年以内</li> <li>・不動産担保貸出 20年以内</li> <li>・預金担保貸出 次の全ての条件を満たす日を貸出期日 (非営業日の場合は翌営業日) とします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保預金の満期日以前であること。ただし、変動金利制の預金を担保とする場合には、満期日または次回金利変更日のいずれか早期に到来する日以前であること。</li> <li>・貸出日の1年後の応答日以前であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>③ つなぎ資金 1年以内          補助金、助成金、委託金等の交付までとします。</p>
5. 借入資格	<p>・次のすべての条件を満たすNPO法人          また、労働金庫法第11条第1項第4号の会員資格があると認められ、「4号会員」となったNPO法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 金庫の営業区域内に主たる事務所を有すること</li> <li>② 原則として、任意団体期間を含め2年以上活動(事業)を行っていること。</li> <li>③ NPO法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと</li> <li>④ NPO法第42条の規定による改善命令を受けていないこと</li> <li>⑤ 市税の納税義務のある法人については、納付すべき税を滞納していないこと</li> </ul>

6. 貸出金利	
(1) 利率	・当金庫所定の利率（変動金利または固定金利）を適用します。
(2) 利率の見直し	・変動金利の場合、年1回（4月1日）、中国労金短期プライムレートを基準金利として利率の見直しを行います。 ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。
(3) 一括返済	・利率の変更等により、当初の貸出期間が満了しても未払利息および元金の一部が残存する場合には、原則として最終期日に一括返済していただきます。
7. 返済方式	① 手形貸付 期日一括償還または定期的な内入償還とし、利息先取り方式とします。 ② 証書貸付 元利均等月賦償還または元金均等月賦償還とします。
8. 保証	① 無担保貸出 代表理事1名以上を連帯保証人とします。 ② 不動産担保貸出 代表理事1名以上および担保提供者を連帯保証人とします。 なお、担保提供者が経営に携わらない第三者である場合は、物上保証人とします。 ③ 預金担保貸出 代表理事1名および担保提供者を連帯保証人とします。 ④ つなぎ資金 代表理事1名以上を連帯保証人とします。
9. 保証料等	
(1) 保証料	・不要
(2) 手数料	・不動産担保取扱手数料…33,000円（会員外団体の場合）
10. 担保	① 不動産担保貸出 ・不動産に原則として第1順位の抵当権を設定します。 ② 預金担保貸出 ・金庫が取り扱っている貸出金額相当額以上の各種定期性預金とします。
11. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。